

# 「トキと共生する里地づくり取組地域」の公募について

(公募要領)

令和4年5月10日  
環境省自然環境局

環境省では、トキ保護増殖事業計画を令和3年7月29日に変更し、事業区域を全国へ拡大し、将来的な本州等におけるトキの定着を目指した取組を事業計画に位置づけました。

また、保護増殖事業計画の下位計画である「トキ野生復帰ロードマップ2025」において、本州等におけるトキの定着に向けた行程表を示したところであり、これらを踏まえ、トキと共生する里地づくりに向けた取組の推進を図ることとしています。

その取組主体となる地方公共団体として「トキと共生する里地づくり取組地域」の公募を行います。

トキと共生する里地づくりににおける取組の概要、「トキと共生する里地づくり取組地域」への応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される際は、熟読いただくようお願いいたします。

## 公募要領目次

### I. トキと共生する里地づくり取組地域の公募について

1. 公募目的
2. 公募対象
3. 審査
4. 審査項目
5. 参加表明方法等
6. トキと共生する里地づくりの取組内容等
7. 取組推進体制

### II. 留意事項等

1. トキと共生する里地づくり協議会（仮称）設立について
2. 今後のスケジュール
3. 留意点

## I. トキと共生する里地づくり取組地域の公募について

### 1. 公募目的

環境省では、トキ保護増殖事業計画を令和3年7月29日に変更し、事業区域を全国へ拡大し、将来的な本州等におけるトキの定着を目指した取組を事業計画に位置づけました。

また、トキ保護増殖事業計画の下位計画である「トキ野生復帰ロードマップ2025」において、本州等におけるトキの定着に向けた行程表を示したところです。

これらを踏まえ、本州等においても将来的にトキが定着できるよう、環境省と地方公共団体等が連携しながら、トキと共生する里地づくりに向けた取組の推進を図ることとしています。

本公募は、トキと共生する里地づくりに向け、本取組の主体となる、トキが生息できる生息環境整備、トキと共生できる社会環境整備等に取り組む意欲ある地域「トキと共生する里地づくり取組地域」を選定し、本州等においてトキの生息に適した環境を整えた上で、将来的にトキが定着することを目的としています。

本州等におけるトキと共生する里地づくりは、広範囲でのトキの定着と里地の保全活動の促進につながるよう、将来的なトキの野生復帰を目指し環境整備を進める地域（以下、「トキの野生復帰を目指す里地（A地域）」）に加えて、放鳥は行わないものの、飛来したトキが生息できる環境整備を進める地域（以下、「トキとの共生を目指す里地（B地域）」）を募り、これらの地域間で交流を図りながら取組を進めることとします。

### 2. 公募対象

公募の対象は、地方公共団体とします。

複数の地方公共団体の連携による取組地域についても対象とします。

### 3. 審査

「トキの野生復帰を目指す里地（A地域）」については、提出されたトキと共生する里地づくり参加表明書（以下「参加表明書」という。）を基に確認を行い、要件を満たしており、かつふさわしいと考えられる地域を3地域程度選定します。

「トキとの共生を目指す里地（B地域）」については、参加表明書を基に確認を行い、要件を満たす地域を選定します。

詳細な選定方法等は以下のとおりです。

#### （1）書類審査

環境省において外部有識者を含む「トキと共生する里地づくり取組地域選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、「トキの野生復帰を目指す里地

（A地域）」、「トキとの共生を目指す里地（B地域）」に応募のあった参加表明書の内容等が適正であるか、要件を満たしているかどうか、トキと共生する里地づくりに取り組む地域としてふさわしいか等を確認します。なお、参加表明書の明らかな記入誤り（書式・記載内容等）や書類不備がある場合は、本審査の対象とならない場合があります。

また、審査に当たっては、書類審査を原則としますが、必要に応じてヒアリングの実施や追加資料の作成・提出等を求める場合があります。

審査は非公開としますが、選定結果及び審査概要（取組地域名、地域概要、選定委員コメント等）については公表することとします。

## （２）「トキと共生する里地づくり取組地域」の選定

（１）において実施する審査結果を踏まえ、選定委員会は、「トキの野生復帰を目指す里地（A地域）」を3地域程度選定します。

また、「トキとの共生を目指す里地（B地域）」については、要件等を確認の上、要件を満たす地域を「トキとの共生を目指す里地（B地域）」として選定することとします。

なお、「トキの野生復帰を目指す里地（A地域）」として応募があった地域のうち選定されなかった地域について、応募者の希望がある場合には、要件を満たすことを確認した上で、「トキとの共生を目指す里地（B地域）」として選定することができるものとします。

## 4. 審査項目

「トキの野生復帰を目指す里地（A地域）」の選定における審査項目は、以下のとおりとし、総合的に評価するものとします。

（１）以下の必要な要件①から④を満たしていること。

① 地方公共団体が取組主体となり、複数の地方公共団体の場合は、連携が図られる見込みであること。※

② 取組範囲の面積（トキの生息地として一定の広さの水田、水辺及びその周辺の森林等の里地）が概ね15,000ha以上であること。

③ トキと共生する里地づくりに関する地域間の交流を図りつつ、地域ぐるみの取組として環境整備等を行う体制が整備できる見込みであること。

※

④ 原則として、過去にトキの生息実績があること。

（２）トキに関する知見・経験等を有していること。

（３）トキとの共生を目指すに当たって、地域の現状と課題が適切に把握されていること、トキと共生する里地づくりの取組を通じて目指す地域の姿が適切であること。※

- (4) 必要な内容が記載されていること。※
- (5) 必要な書類が添付されていること。※

「トキとの共生を目指す里地（B地域）」の選定に当たっては、「トキの野生復帰を目指す里地（A地域）」の審査項目のうち、※に関する項目のみを対象とします。

## 5. 参加表明方法等

### (1) 参加表明方法

参加表明に必要な書類及び応募様式ファイルを保存した電子媒体（DVD-R）を公募期間内に郵送により提出するか、電子メールにより提出して下さい。

### (2) 公募期間

令和4年5月10日（火）から令和4年6月30日（木）

### (3) 参加表明に必要な書類及び提出方法

- ・ 応募申請書【様式1】
- ・ 参加表明書【様式2】
- ・ 参加表明書に記載の事項の根拠となる資料等
- ・ 地域概要等に関する説明資料【様式3】
- ・ その他必要な書類

### (4) 書面による提出の場合の提出方法等

#### ①提出方法

書留郵便等の配達記録が残るものに限り（提出期限必着）。

宛名面には「トキと共生する里地づくりの応募書類」と明記して下さい。

#### ②提出場所

環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室

トキと共生する里地づくり公募担当者宛

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館26階

- ③部数 (3) の書類（紙） 各1部  
(3) の書類を保存したDVD-R 1部

### (5) 電子メールによる提出の場合

#### ①提出方法

電子ファイル（PDF形式）により、電子メール※で送信して下さい。電子メールの件名には「トキと共生する里地づくりの応募書類」と明記して下さい。送

信後には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認して下さい。

※電子メール1通のデータ上限は7MB（必要に応じて分割すること）

②提出場所 [shizen-kishoshu@env.go.jp](mailto:shizen-kishoshu@env.go.jp)

#### (6) 留意事項

理由の如何によらず、参加表明書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、審査の対象とはしません。また、来訪等による提出は期限内であっても受け取りません。

#### (7) 応募に関する質問の受付及び回答

##### ①受付先

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館26階  
環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室

E-Mail : [shizen-kishoshu@env.go.jp](mailto:shizen-kishoshu@env.go.jp)

##### ②受付方法

電子メールにて受け付けます（電話、来訪等による問い合わせには対応しません。）。電子メールの件名は、「トキと共生する里地づくりに関する質問」として下さい。

メールには質問内容と合わせて、回答先となる担当窓口の所属（部署）、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記して下さい。

##### ③受付期間

令和4年6月20日（月）まで

##### ④回答

令和4年6月23日（木）17時までに、電子メールにより行う。

#### (8) 応募書類提出後のスケジュール

応募書類提出後のスケジュールの概略は、以下のとおり。

公募締切 令和4年6月30日（木）

応募書類の審査 令和4年7月（予定）

トキと共生する里地づくり取組地域選定 令和4年8月上旬（予定）

## 6. トキと共生する里地づくりの取組内容等

### (1) トキが生息できる環境整備

トキが生息するためには、浅い水辺を始めとする通年の採餌環境と、ねぐらや営巣場所となる森林が必要です。

トキは、ドジョウ、カエル、昆虫、サワガニ、ミミズ等の様々な生きものを食べ

ます。佐渡島では、水田、ビオトープ、農道、畦などが主な餌場となっています。稲が大きく育っている時期は水田に入りにくいいため、ビオトープ、農道、畦での採餌が増加します。積雪期も含めた通年での採餌環境が必要です。地域の多様な主体と連携・協力して、トキをシンボルとした環境保全型農業、ビオトープ整備、河川の自然再生等の取組を進めることが求められます。

また、トキが営巣林やねぐら林として利用できる森林の整備が求められます。佐渡島におけるトキの主な営巣環境は、水田に近い屋敷林、社寺林、防風林、管理された人工林等であり、スギ、スダジイ、クロマツ等の大径木に営巣する傾向があります。トキの翼開長は約140cmであり、造巣期はこれよりも長い枝をくわえて飛翔することがあるため、立木密度の低い飛翔空間が必要と考えられます。繁殖期のトキは特に敏感なため、森林の整備は繁殖期を避けて行う必要があります。

なお、佐渡島でのトキ生息環境整備の取組経験に係る資料を今年度末を目途に取りまとめて普及する予定です。

これらに留意の上、トキが生息できる環境整備に必要な取組を検討、推進することとします。

## (2) トキと共生できる社会環境整備

再導入されたトキは、人里を主な生息域としており、地域住民や関係者のトキの保護に対する配慮と協力が必要です。トキは警戒心が強いため、近づかずに静かに見守る必要があります。佐渡島では、農家を始めとする地域住民が生息環境の保全・再生に携わり、また、トキを活用した地域づくりの取組を進めることでトキとの共生が実現しています。

なお、佐渡島でのトキと共生できる社会環境整備の取組経験に係る資料を今年度末を目途に取りまとめて普及する予定です。

これらに留意の上、トキとの共生を図る上で必要となる地域社会のトキとの共生に係る理解を醸成するため、トキの生態、保護の経緯、観察マナー等の周知、普及を図るとともに、環境保全に対する理解を促進するなど、社会環境を整備するための取組を検討、推進することとします。

## (3) その他

その他、トキとの共生を図る上で必要となる取組を検討・推進することとします。

## 7. 取組推進体制

トキと共生する里地づくり取組地域に選定された地域は、トキと共生する里地づくり協議会（仮称）（以下「トキ共生協議会」という）に参画し、トキと共生する地域づくりの先進地域である佐渡市を含めた地域間の交流を図りながら、生息・社

会環境整備等の取組を進めることとします。

トキ共生協議会は、環境省、「トキの野生復帰を目指す里地（A地域）」、「トキとの共生を目指す里地（B地域）」、佐渡市、その他関係機関等において構成するものとし、定期的に情報共有するとともに、環境省等は必要に応じて技術的助言等を行います。

また、環境省は、協議会において情報共有された環境整備等の進捗状況、課題等をトキ野生復帰検討会に報告し、必要に応じて助言を得るものとします。

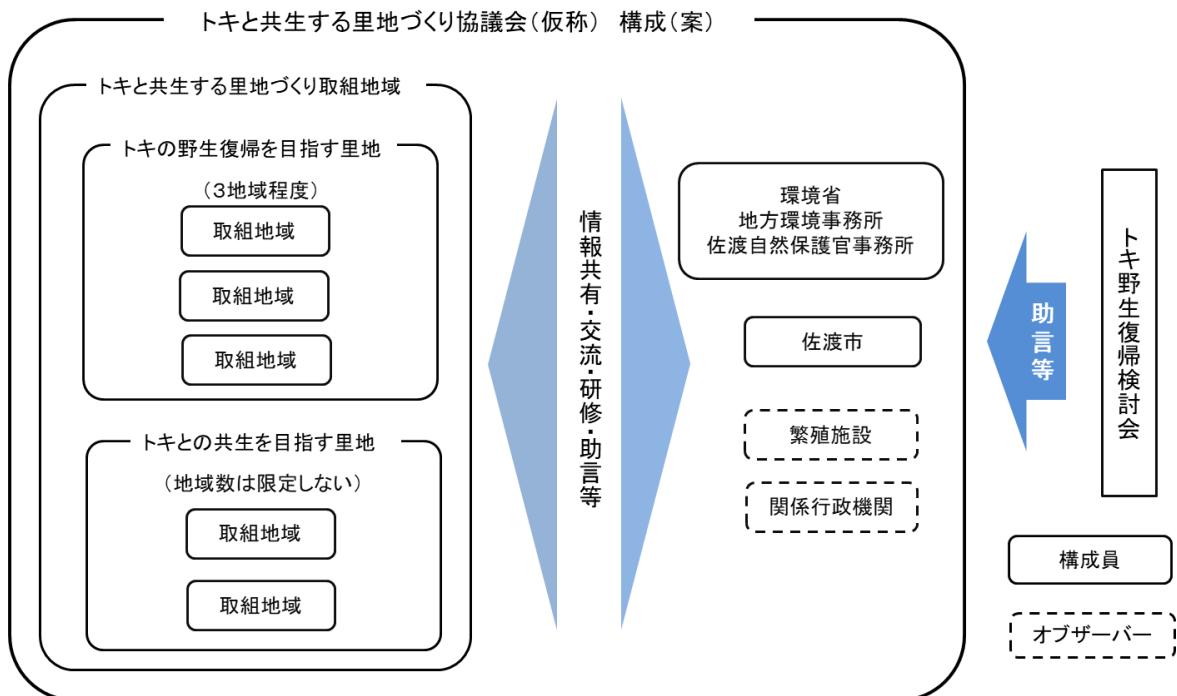
なお、「トキの野生復帰を目指す里地（A地域）」は、トキと共生する里地づくりとして生息・社会環境整備に主体となって取り組むこととし、将来的に環境整備等が進捗し、トキの放鳥を実施することとなった場合においても、個体の繁殖、個体の移送等は環境省が主体となって実施することを想定しています。

ただし、放鳥の実施に当たって、現地における仮設の施設や一時的な個体の管理等が必要となる場合、取組地域の負担をお願いすることがあります。

また、放鳥実施後の個体のモニタリング・傷病個体への対応等についても、取組地域が主体となり実施することを想定しています。

取組地域は、地域の多様な主体の取組への参加を促し、自然環境分野のみならず、広く地域産業との連携を図ることとします。

#### 【取組実施体制及び環境整備等の進め方】



※ トキと共生する里地づくり協議会（仮称）の詳細な構成、規約、運営等は選定された地域等において検討し、決定することとします。



## II. 留意事項等

### 1. トキと共生する里地づくり協議会（仮称）設立について

トキと共生する里地づくり取組地域選定後、令和4年12月を目途に「トキと共生する里地づくり協議会（仮称）」を設立するものとします。

協議会の活動方針や体制については、選定された地域、佐渡市及び環境省が相談の上決定することとします。また、協議会の活動・運営に要する費用は、各取組地域が負担するものとします。

### 2. 今後のスケジュール

「トキの野生復帰を目指す里地（A地域）」に選定された地域は、トキ野生復帰ロードマップ2025の行程表に従い、トキが生息できる環境整備が可能であるか等の調査・検討を踏まえた上でトキが野生復帰できる生息・社会環境整備等を行った後、その進捗を踏まえ、トキ放鳥の実施の可否、実施時期、実施方法等を判断することを想定しています。

なお、トキの放鳥要件は、トキ野生復帰検討会において令和7年度までに検討することとしています。

### 3. 留意点

#### （1）追加公募について

「トキの野生復帰を目指す里地（A地域）」については、本公募によりふさわしい地域が3地域程度選定され、選定された地域において取組が適切に進捗する限りにおいて、当面、追加公募は想定していませんが、環境省が必要と判断した場合、追加公募を行う場合があります。

「トキとの共生を目指す里地（B地域）」については、本州等におけるトキの飛来の増加等に伴い、周辺の地方公共団体の意欲の高まりがある場合に追加公募します。

#### （2）応募書類の取り扱い

提出された応募書類は、応募者に返却いたしません。

また、応募者に無断で、環境省において応募書類を審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

ただし、地域概要等に関する説明資料【様式3】については、地域選定後、公表することを想定していますので、ご注意ください。

(3) その他

トキ保護増殖事業計画等に関する資料は以下のHPを参照して下さい。

<http://www.env.go.jp/nature/kisho/hogozoushoku/toki.html>